

# 愛媛県県民賞受賞者記者発表資料

県民環境部 管理局 県民生活課

## 愛媛県県民賞受賞者

氏名	なかむら しゅうじ 中村 修二
年齢	60歳
現職	カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授
出身地	西宇和郡伊方町及び大洲市
功績の内容	2014年ノーベル物理学賞受賞

## 愛媛県県民賞の概要

### 1 目的

広く県民の模範として、卓絶した功績のあった者の事績をたたえてこれを顕彰し、もって県民文化の進展及び県民福祉の増進を図るとともに、県風振興に資する。

### 2 選考基準

県民賞は、次の各号に該当する者であって、賞の目的に適合するものに対し授与する。

- (1) 愛媛県に引続き3年以上居住する者又は10年以上居住したことがある者
- (2) 産業、経済、政治、学芸その他社会文化の進展に貢献することによって、県民福祉の増進に特に功績のあった者
- (3) 県民が、愛媛県の誇として深く尊敬するに値する者

### 3 既受賞者

氏名	主要経歴	受賞年月日	受賞時 年齢	住所
やなぎはら きよくどう 柳原 極堂	俳人	昭32.10.4	91	松山市
すなだ しげまさ 砂田 重政	衆議院議員	昭32.12.26	73	東京都
そごう しんじ 十河 信二	日本国有鉄道総裁	昭38.11.3	79	東京都
ひさまつ さだたけ 久松 定武	参議院議員、県知事	平2.2.20	90	松山市

### 4 創設

昭和32年10月

# 愛媛県県民賞条例

(昭和32年10月2日条例第40号)

## (目的)

第1条 この条例は、広く県民の模範として、卓絶した功績のあつた者の事績をたたえてこれを顕彰し、もつて県民文化の進展及び県民福祉の増進を図るとともに、県風振興に資することを目的とする。

## (県民賞の設定)

第2条 前条の目的を達成するため、愛媛県民賞（以下「県民賞」という。）を設ける。

2 県民賞は、賞状、き章及び副賞とする。

## (県民賞の授与)

第3条 県民賞は、知事が授与する。

## (選考委員会)

第4条 知事は、県民賞を授与しようとする者について調査審議させるため、選考委員会を置く。

2 知事は、県民賞を授与しようとする場合には、あらかじめ選考委員会にはからなければならない。

3 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に知事が定める。

## (選考の基準)

第5条 県民賞は、次の各号に該当する者であつて、第1条の目的に適合するものに対し授与するものとする。

(1) 愛媛県に引続き3年以上居住する者又は10年以上居住したことがある者であること。

(2) 産業、経済、政治、学芸その他社会文化の進展に貢献することによつて、県民福祉の増進に特に功績のあつた者であること。

(3) 県民が、愛媛県の誇として深く尊敬するに値する者であること。

2 前項第1号の居住期間は、知事が特に必要と認める場合には、短縮することができる。

## (特典及び待遇等)

第6条 知事は、県民賞を授与された者に対し、必要に応じて次の各号に掲げる特典及び待遇等の全部又は一部を授与し、又は供与することができる。

(1) 県主催の式典その他諸行事への招待

(2) 県が管理する公共的施設の利用その他の便宜の供与

(3) その他文化的生活を享有するために必要な措置

## (功績の顕彰)

第7条 知事は、県民賞を授与された者の氏名、功績その他必要な事項を愛媛県報に掲載して公示するほか、その功績の顕彰について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の功績の顕彰については、できる限り県民賞を授与された者の意思を尊重しなければならない。

## (施行細則)

第8条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年7月21日条例第42号抄)

## (施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。